

## 記者会見の概要

1. 日時 2022年4月18日（月）10時00分～10時45分
2. 出席者 北海道建設記者会（4社）  
北海道通信社、北海道建設新聞社、日刊建設通信新聞社、日刊建設工業新聞社
3. 概要 吉田社長が資料「保証事業から見た2021年度公共事業と2022年度保証事業重点推進方針」に基づき説明。

### （1）保証事業から見た2021年度公共事業

#### ①前払金保証実績の推移

- ・道内分は過去10年間で2位。2020年度補正の国土強靱化5カ年加速化事業が寄与している。
- ・工事目的別では港湾空港鉄道、発注者別では独立行政法人等、地域別では上川が伸びている。

#### ②企業倒産状況

- ・公共事業が比較的高水準にあること、改正品確法による政策効果により減少している。
- ・保証利用者のうち、債務超過企業の割合は2010年の11.5%をピークに、2021年は5.4%と減少したが、まだ160企業が債務超過。

### （2）2021年度保証事業重点推進方針の達成状況

#### ①道内市町村における制度改善状況

- ・支払限度額撤廃市町村は、4増加し156市町（87%）。
- ・中間前払金制度導入市町村は、4増加し87市町村（49%）。

#### ②中間前払金の利用向上

- ・前払金保証の請負金額と対比した利用率は、目標15%に対し10.4%。
- ・札幌市を除く市町村の利用率が7.2%から9.9%に増加したのは、制度改善効果であり、地域経済に好影響が期待。

#### ③保証証書の電子化

- ・本年5月9日より運用開始予定

### （3）2021年度第4回建設業景況調査結果

- ①各項目で悪い、減少、困難傾向が続いている。
- ②「資材調達」、「資材価格」で困難、上昇傾向が強まっている。
- ③「経営上の問題点」では、「受注の減少」の比率が高くなっているのは、工事件数が前年度比6%（市町村は8%）減少している影響と思われる、工事量が減少していることが危惧される。

(4) 2022年度保証事業重点推進方針

①制度の改善・利用促進

- ・市町村における支払限度額撤廃は、残る23市町村に働きかける。
- ・中間前払金制度では、20市町村の導入拡大を目指し、中間前払金利用率目標を15%とする。

②保証業務のデジタル化の推進

- ・5月9日より保証証書電子化をスタートし、更に業務プロセスのデジタル化を進める。

③建設業の働き・魅力を発信

- ・建設業の魅力を高める取組みを建設業団体と協働する。SNSによる発信に取り組む。

4. 質疑等

(問) 前払金保証の取扱件数が、対象請負金額と比較して減少幅が大きい要因は。

(答) 全体的な事業量が伸びていない中で、資材価格上昇や公共工事設計労務単価引き上げにより、同一目的物に対する工事量の増大が、件数の減少幅に影響しているのではないかと考えられる。実質的な事業量が減少していると考えられ、単価・価格の増加に見合った公共事業量の増が必要となっている。

(問) 地域別の取扱いで、上川地区が一番増加しているのは。

(答) 旭川市役所、富良野市役所の庁舎の建築工事が増加に寄与している。

(問) 保証証書電子化に期待していることは。

(答) 保証証書が電子化されると、前払金請求に係る一連の手続きが電子化され、受発注者双方の業務の省力化、効率化に繋がる。保証証書電子化は国からスタートするが、北海道、市町村など発注者全体に広がれば、更なる事務の省力化、効率化に繋がるものである。

(問) 北海道の建設業の働き・魅力の発信方法は。

(答) 広く建設業の魅力を発信するためには、従来のホームページに加え、若手の使用が多い SNS 等での発信が考えられる。当社の若い社員の意見を聞くなどして検討していきたい。

(問) 道内建設業担い手確保助成事業において検討する、新たな要望とは。

(答) 70年史編集に係る座談会の中で寄せられた意見を取り上げ、広く助成の対象にしたいと考えている。

(問) 2022年度の前払金保証の請負金額推移の見通しは。

(答) 北海道開発事業費は、15カ月予算で5%程度減少している。北海道開発事業費以外の公共工事の伸びが前年度と同じだとしても、全体としては3~4%減少するのではないかと考えられる。

以上

# 保証事業から見た2021年度公共事業と 2022年度保証事業重点推進方針

2022年4月

北海道建設業信用保証(株)

# I 保証事業から見た2021年度公共事業

## 1. 前払金保証実績の推移

- (1) 当社に係る2021年度前払金保証対象請負金額は、道内外合わせ前年度比0.97倍、1兆151億円で、直近10年間第3位であった。
- (2) 道内分請負金額は前年度比0.98倍、9,531億円で、直近10年間で第2位の請負金額であった。これには、2020年度補正の国土強靱化5か年加速化事業が寄与している。
- (3) 道内月末累計請負金額の年間推移を、近年最低水準であった2012年度以降10年間で比較すると、4～7月は、10年間最高水準で推移した。最終的にも10年間第2位となった。
- (4) 月末累計請負金額工事目的別では、港湾空港鉄道は、北海道新幹線工事の進捗に伴い、4月が高い伸びとなり、8月以降は、ほぼ前年度並み。最終的には、前年度比101%となった。住宅都市、治山治水、農林水産、道路は、前年度比95%から99%の範囲となった。
- (5) 発注者別の推移をみると、独法等が北海道新幹線工事の進捗に伴い年間を通じ高い伸びを示し、前年度比107%となった。国、市町村は、前年度比98%程度。道は、前年度比92%となった。
- (6) 地域別では、上川が前年度比113%と高い伸びを示し、その他胆振、石狩が前年度比プラス。十勝、日高、檜山、空知、後志、渡島、宗谷、根室、留萌、釧路、オホーツクの11地域がマイナスであった。

## 2. 企業倒産状況

- (1) 企業倒産は減少しており、近年7年間の当社弁済額は低い水準にあり、2021年度は前払保証弁済が1社1件であった。公共事業が比較的高水準であること及び改正品確法等による政策(ダンピング防止、適正利潤確保)効果と思われる。
- (2) 当社保証利用者の内、道内総合工事業、設備業に占める債務超過企業の数(割合)は、近年10年間では、2010年の439企業(11.5%)をピークに、2021年度は、2,979企業中160企業(5.4%)とほぼ1/3に減少しているが、なお厳しい経営状況の企業は多い。

## 保証取扱状況

2022年3月31日現在

### (1) 前払金保証取扱状況

(上段：前払金保証、下段：中間前払金保証(内数))

	件数	請負金額	保証金額	前年同期比		
				件数	請負金額	保証金額
	件	百万円	百万円	%	%	%
国	2,811	325,131	131,242	94.7	98.2	97.9
	112	32,947	6,575	87.5	97.0	97.6
独立行政法人等	192	102,630	37,855	112.9	107.1	113.3
	9	3,985	704	150.0	296.8	269.0
北海道	4,872	235,129	95,364	95.8	92.2	91.1
	138	25,388	5,024	80.2	73.5	74.2
道内市町村	4,823	264,740	108,415	92.2	97.8	97.4
	210	40,725	7,869	84.7	94.8	96.0
地方公社	4	421	162	44.4	36.4	32.0
	0	0	0	—	—	—
その他	195	25,086	8,384	81.6	117.1	102.9
	2	1,620	324	66.7	177.5	177.5
道内計	12,897	953,139	381,423	94.1	97.8	97.3
	471	104,668	20,498	84.4	91.5	92.0
道外	504	61,982	22,737	91.8	84.3	80.4
	6	1,377	275	120.0	113.7	113.6
合計	13,401	1,015,121	404,161	94.0	96.8	96.2
	477	106,045	20,773	84.7	91.7	92.2

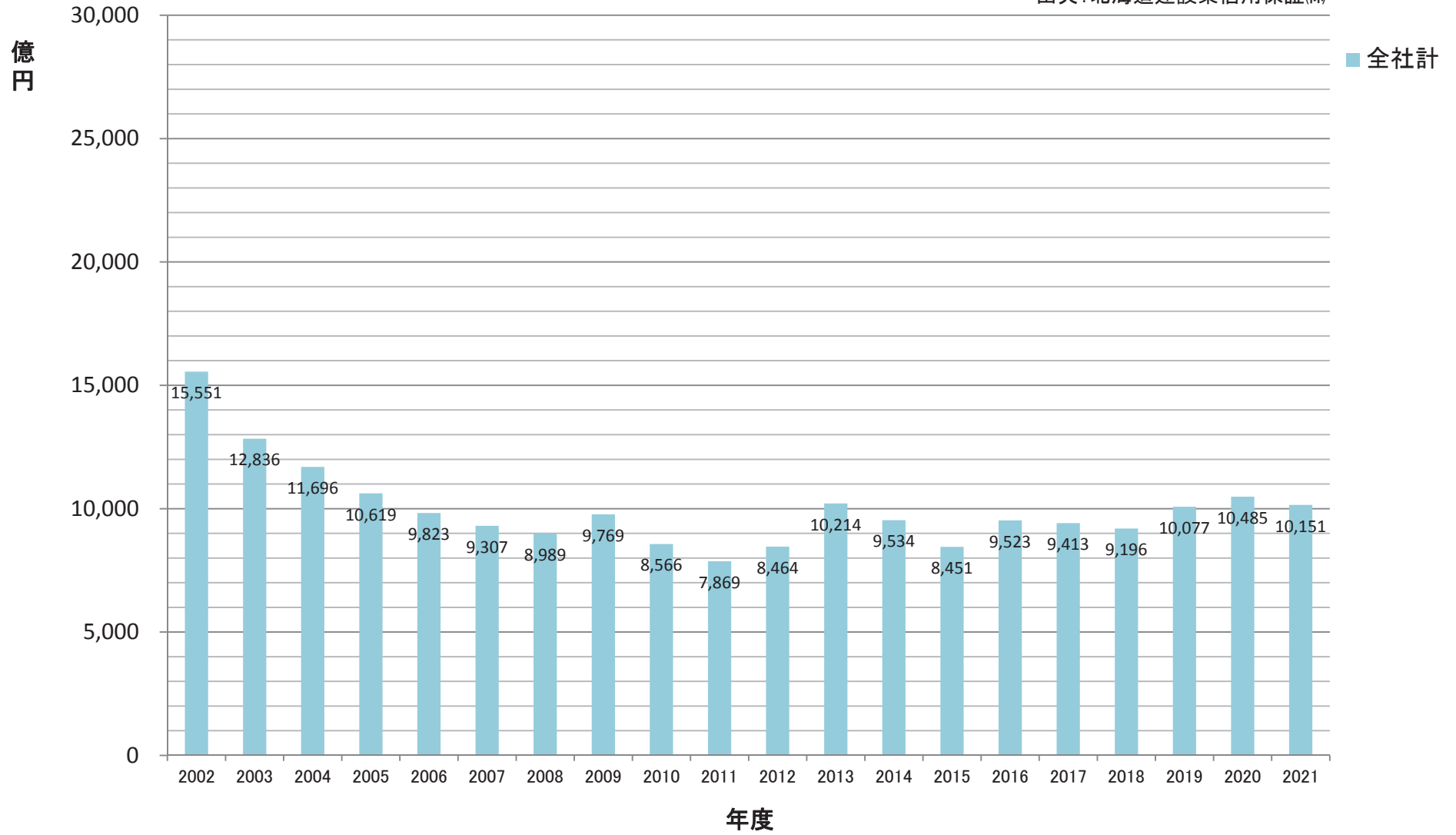
### (2) 前払金保証・契約保証事故状況(合計)

(金額単位：千円)

年度	前払金保証		契約保証	
	件数	金額	件数	金額
2016	0	0	0	0
2017	3	13,176	0	0
2018	0	0	0	0
2019	2	10,657	0	0
2020	0	0	2	23,607
2021	1	73	0	0

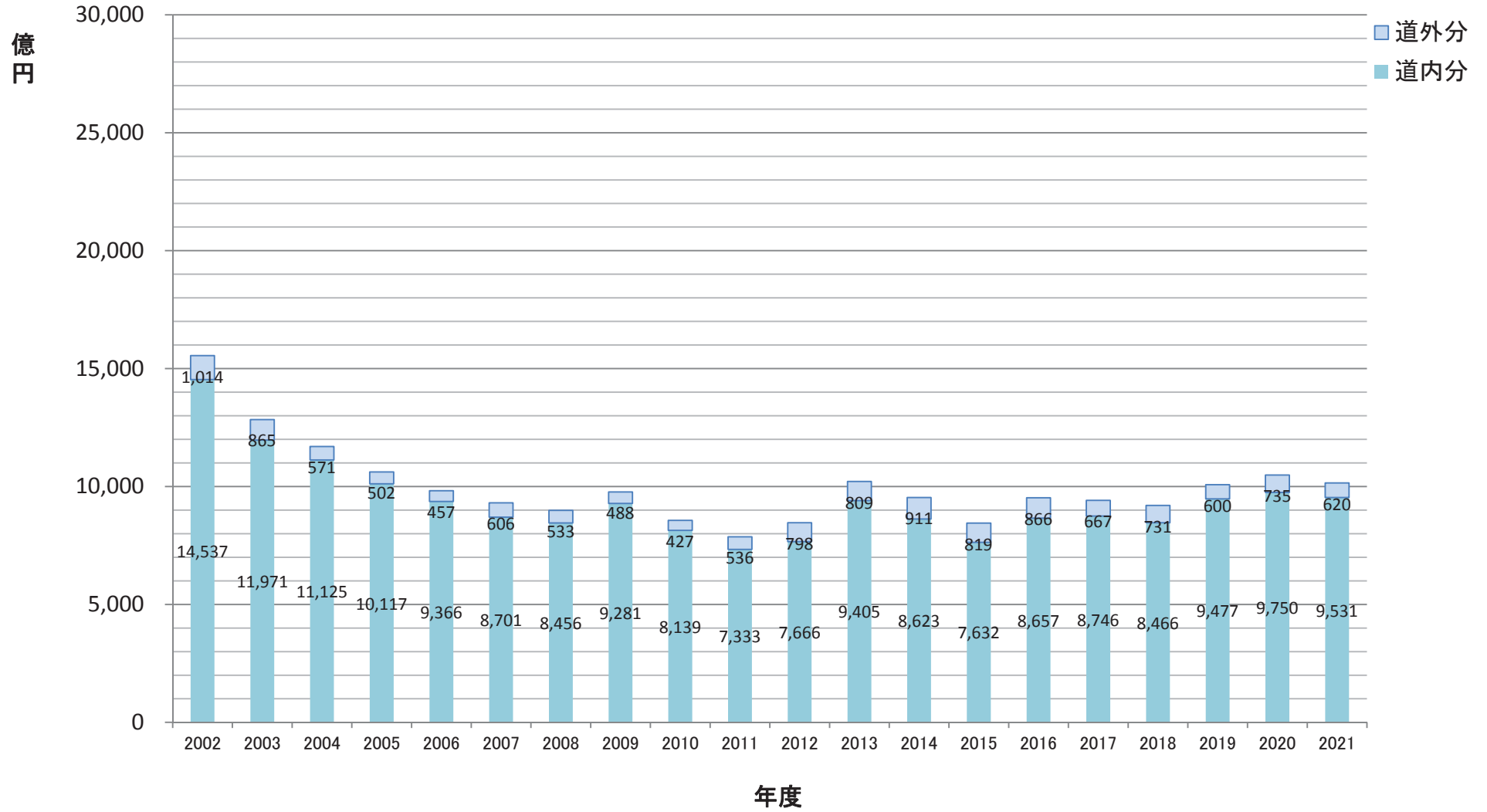
# 前払金保証(請負金額)推移

出典: 北海道建設業信用保証(株)



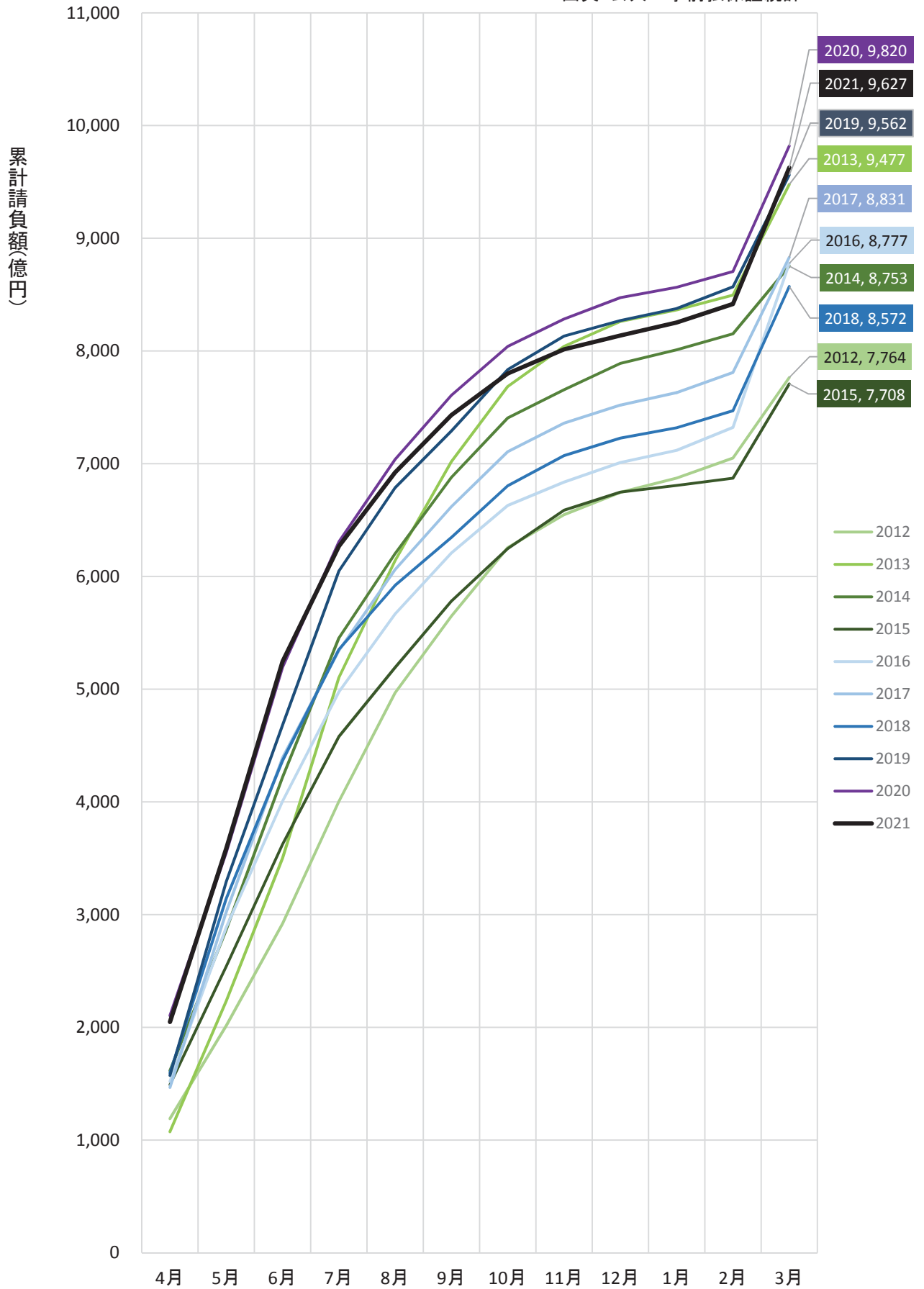
# 前払金保証(請負金額)推移

出典: 北海道建設業信用保証(株)



# 2021年度北海道年度別 月末累計請負額(億円)

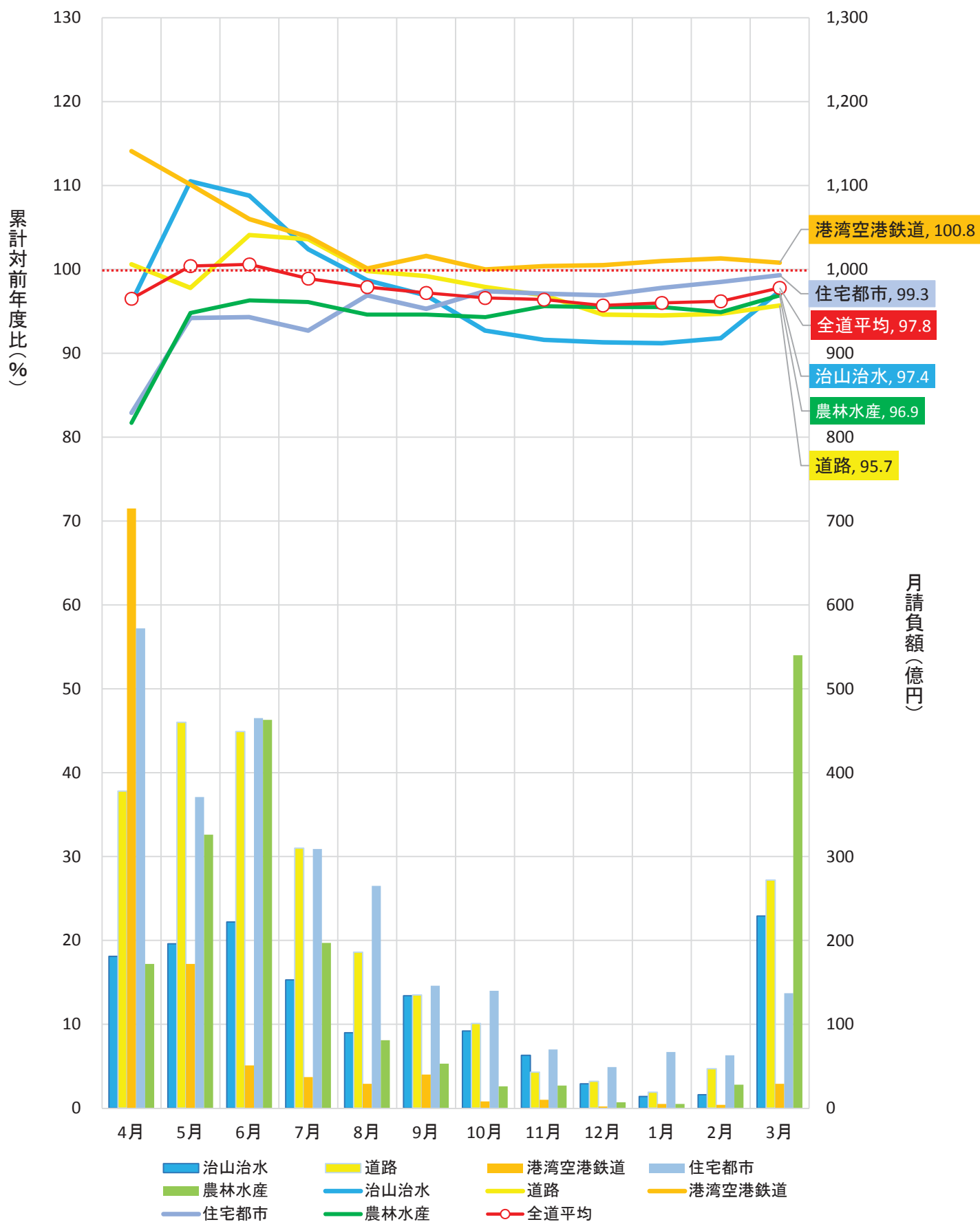
出典：公共工事前払保証統計





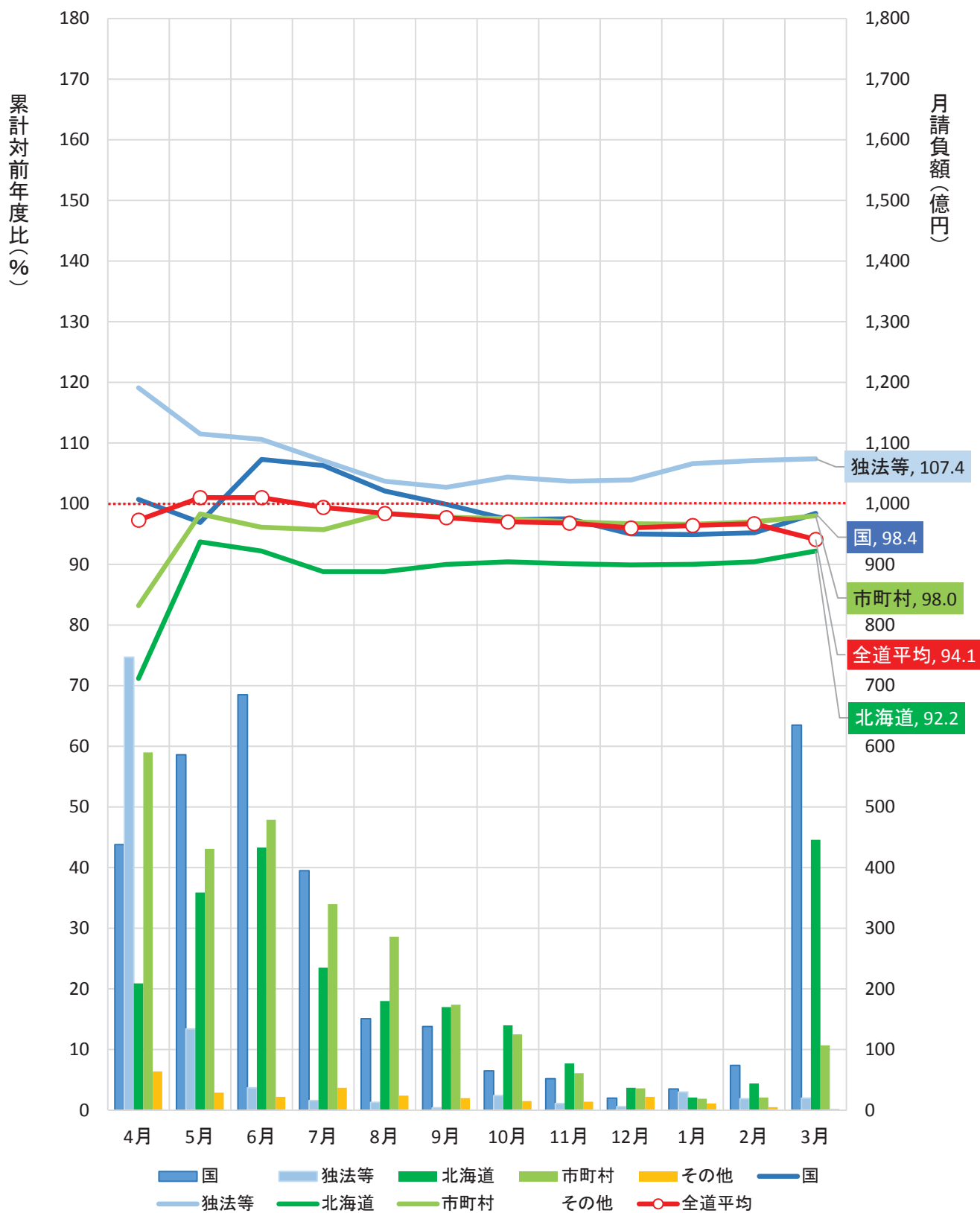
# 2021年度北海道工事目的別 月末累計請負額対前年度比(%)

出典：北海道建設業信用保証(株)



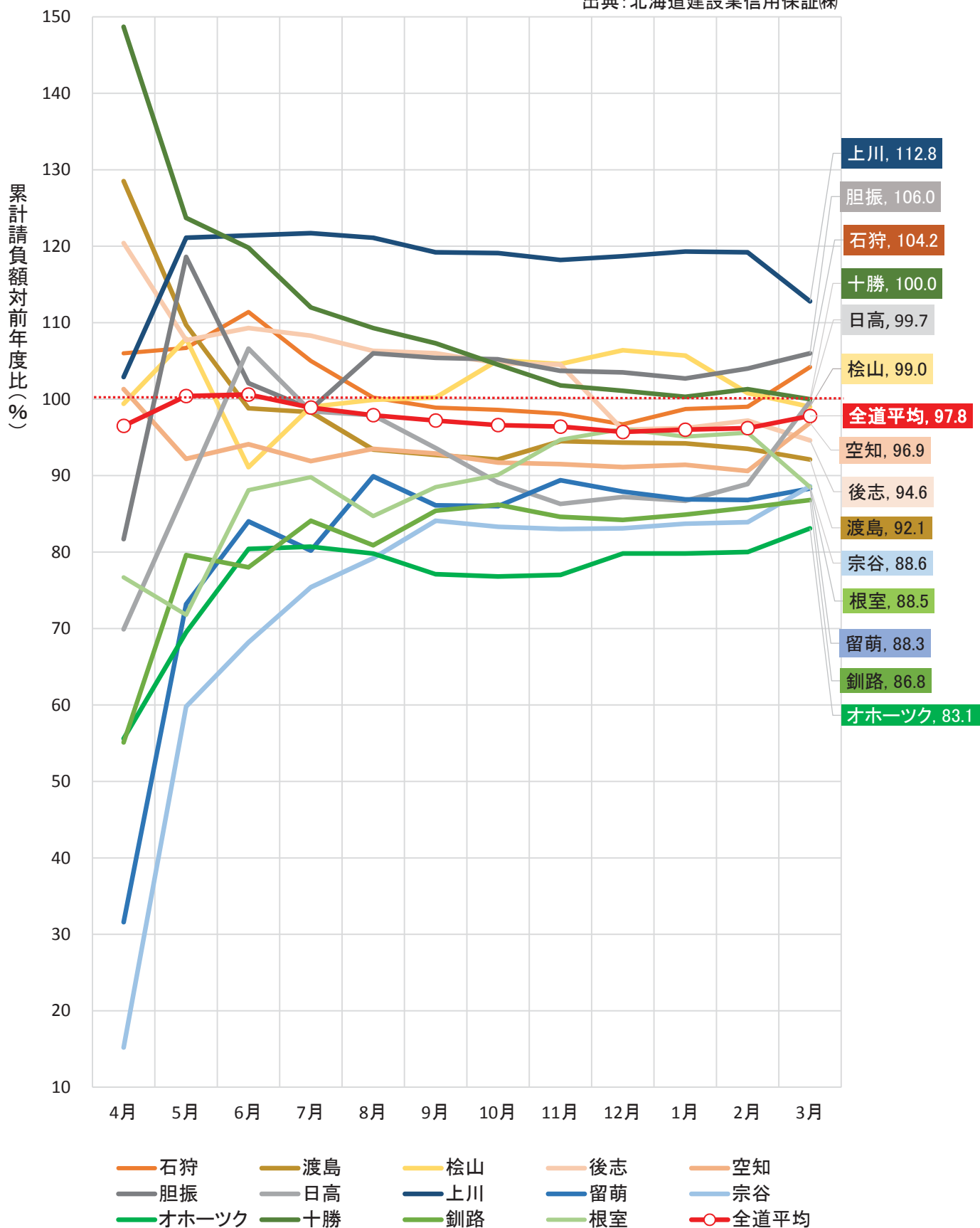
## 2021年度北海道発注者別 月末累計請負額対前年度比(%)

出典：公共工事前払保証統計



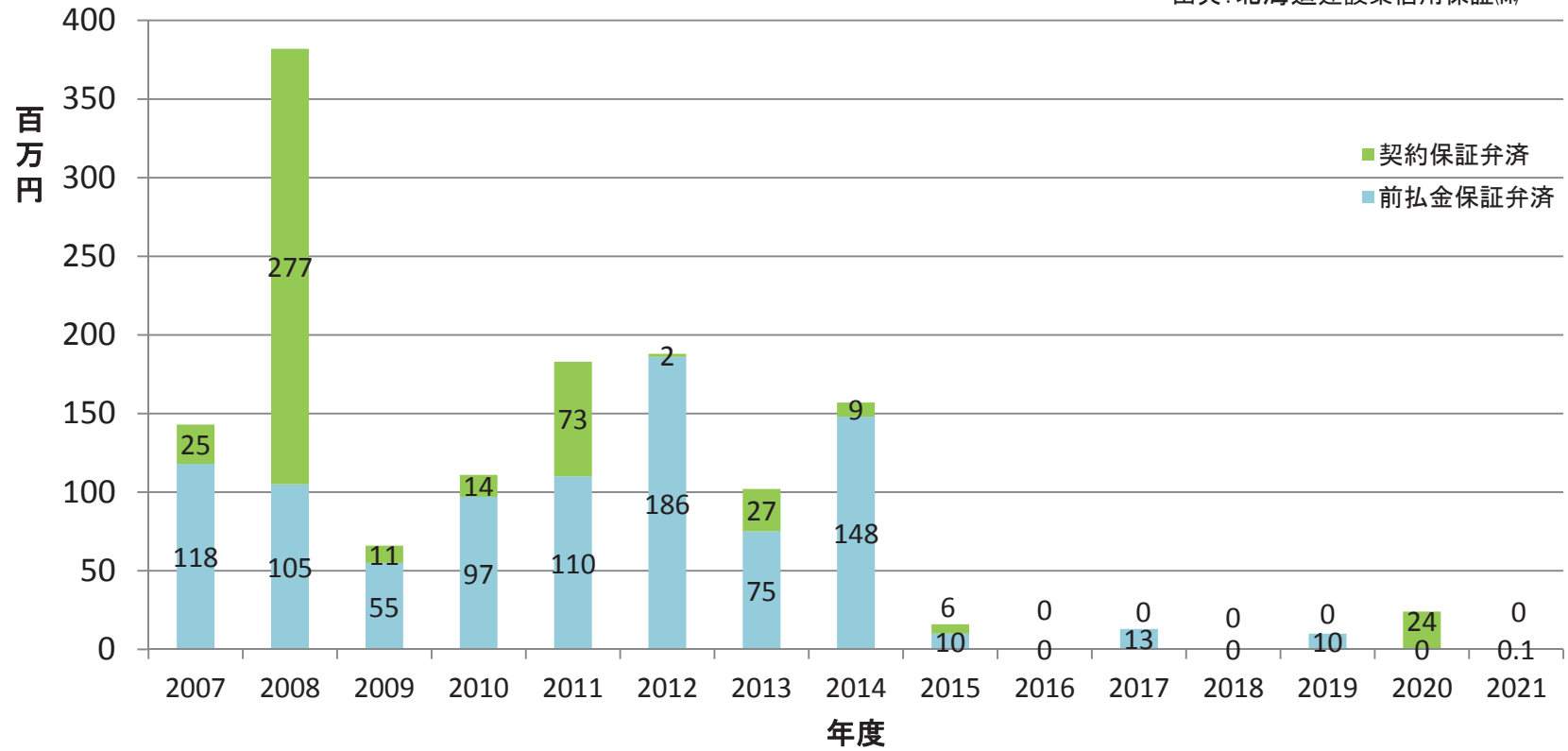
## 2021年度北海道地域別 月末累計請負額対前年度比(%)

出典：北海道建設業信用保証㈱



# 保証弁済額推移

出典:北海道建設業信用保証㈱



	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
倒産企業数 (契約4,990社)	120	111	62	70	51	46	42	22	16	10	12	12	8	3	4
うち道内企業 (契約4,661社)	117	103	61	69	51	44	39	22	16	10	11	12	8	3	4

## II 2021年度保証事業重点推進方針の達成状況

### 1. 発注者との連携の強化

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の制約の中、品確法運用指針が所期の目的を達するよう、開発局、北海道との意見交換や市町村訪問に努めた。

### 2. 前払金制度の改善・利用促進

- (1) 道内市町村における前払金支払限度額撤廃の働きかけ

- ① 支払限度額を設定している27市町村に撤廃を働き掛けた結果、撤廃された市町村は4増加し、156市町村(87%)となった。

- (2) 中間前払金保証制度を利用しやすい環境整備

- ① 開発局、道の取り組みに合わせ、中間前払金の活用を促すパンフレットを作成し、前払金保証利用者に配布した。

- ② 中間前払金制度の北海道を除く全国導入率は95%に達しており、当社では関係機関の協力を得て全道導入率52%をめざし、未導入市町村に働きかけた結果、4増加し、87市町村(49%)となった。

- ③ 中間前払金保証の請負金額を前払金保証の請負金額と対比した利用率は、15%を目標としたが、11.0%から10.4%の微減となった。

なお、札幌市を除く市町村の利用率は、7.2%から9.9%に増加した。

### 3. 保証証書の電子化に取り組む

- (1) 保証証書の電子化は、本年5月9日運用開始予定。

- (2) 保証証書の電子化を行うために保証約款を改正した。(本年4月1日施行)

### 4. 保証契約者との連携の強化・情報提供

- (1) 資金調達円滑化・多様化の提案

- ① 品確法運用指針で中間前払金制度とともに促進している地域建設業経営強化融資制度(出来高融資)は2025年度末まで5年延長されており、北保証サービスと連携し前払保証契約者に制度活用を提案した。

- ② 前払保証請負金額と対比した利用率は、前年度と同じ1.6%であった。

- (2) 経営改善のための情報提供

- ① 企業経営により利用しやすくなるよう、「道内建設業(保証契約者)の財務比率」を充実し、2020年度版として公表した。

### 5. 担い手確保への支援

- (1) 「道内建設業担い手確保助成事業」につき、5年計画の3年目として、当初34事業予定額2,375万円に対し、26事業1,341万円の助成を行った。

# 2021年度 保証事業重点推進方針

～新・担い手3法本格運用への適切な対応及び発注者・保証契約者との連携による前払金制度の改善や保証証書の電子化への取り組みなどを通じ、保証契約者が利用しやすい環境整備を進め、公共工事の円滑な執行を支える～

## 1 発注者との連携の強化

### (1) 前払金制度改善等について発注者と意見交換

開発局、北海道との意見交換、市町村訪問の他、発注者協議会等への参加を通じ、前払金制度改善・利用環境整備についての情報の共有・発信に努める。

### (2) 新・担い手3法関連施策への協力

働き方改革・生産性向上・災害時の緊急対応強化について、発注者が取り組む施策情報の提供に協力する。

### (3) 公共工事契約約款改正について市町村と意見交換

改正民法施行に伴う標準約款改正に関して、発注者が予期しない損害を被ることの無いよう、市町村訪問を通じ、契約書改正について情報の共有に努める。

## 2 前払金制度の改善・利用促進

### (1) 道内市町村における前払率一律4割・限度額なしへの働きかけ

全道179市町村のうち、まだ支払限度額を設定している27市町村に撤廃を働きかける。

### (2) 中間前払金制度を利用しやすい環境整備

- ①制度導入済の市町村が83市町村（制度導入率が全都道府県中最下位の46%）に留まることから、93市町村（52%）導入を目指す。
- ②国、北海道及び制度導入市町村の協力を得て、中間前払金を利用しやすい環境づくりを進める。
- ③保証契約者に対して、施工に必要な資金調達方法としての中間前払金の活用を働きかける。
- ④上記により中間前払金利用率15%（前払対象の請負金額比）以上を目指す。

### (3) 地域建設業経営強化融資制度（出来高融資制度）導入の働きかけ

- ①現行制度が5か年（2025年度まで）延長されたことから、保証利用者に対し、出来高融資の活用を広く働きかける。
- ②制度導入済の市町村が34市町村（19%）に留まることから、40市町村（22%）導入を目指す。

## 3 保証証書の電子化に取り組む

公共工事の電子契約手続きにおいて、発注者、保証契約者それぞれの事務効率化に寄与する保証証書の電子化に取り組む。

## 4 保証契約者との連携の強化・情報提供

### (1) 保証契約者との連携強化

地方建協等との勉強会、会員企業からの相談等を通じ、前払金・中間前払金制度及び北保証サービスの出来高融資制度の理解・改善・拡充による利用促進に努める。

### (2) 保証契約者への情報提供

- ①保証契約者の経営改善に資するため、「道内建設業の財務比率」による業種別等各種平均財務比率をよりわかりやすく提供する。
- ②北海道建設業（保証契約者）の平均財務比率を、他地域や他産業の平均財務比率と比較できるよう提供する。

## 5 担い手確保への支援

### (1) 助成事業による支援

「道内建設業担い手確保助成事業」（2019～2023年度までの5か年で1億円規模）の3年目として、業界団体等の担い手確保対策を支援する。

### (2) 担い手確保・育成推進協議会への参画

「北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会」に引き続き参画し、行政機関等との連携による効果的な支援を図る。

## 【発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）】（抄）（2020年1月30日関係省庁連絡会議申し合わせ）

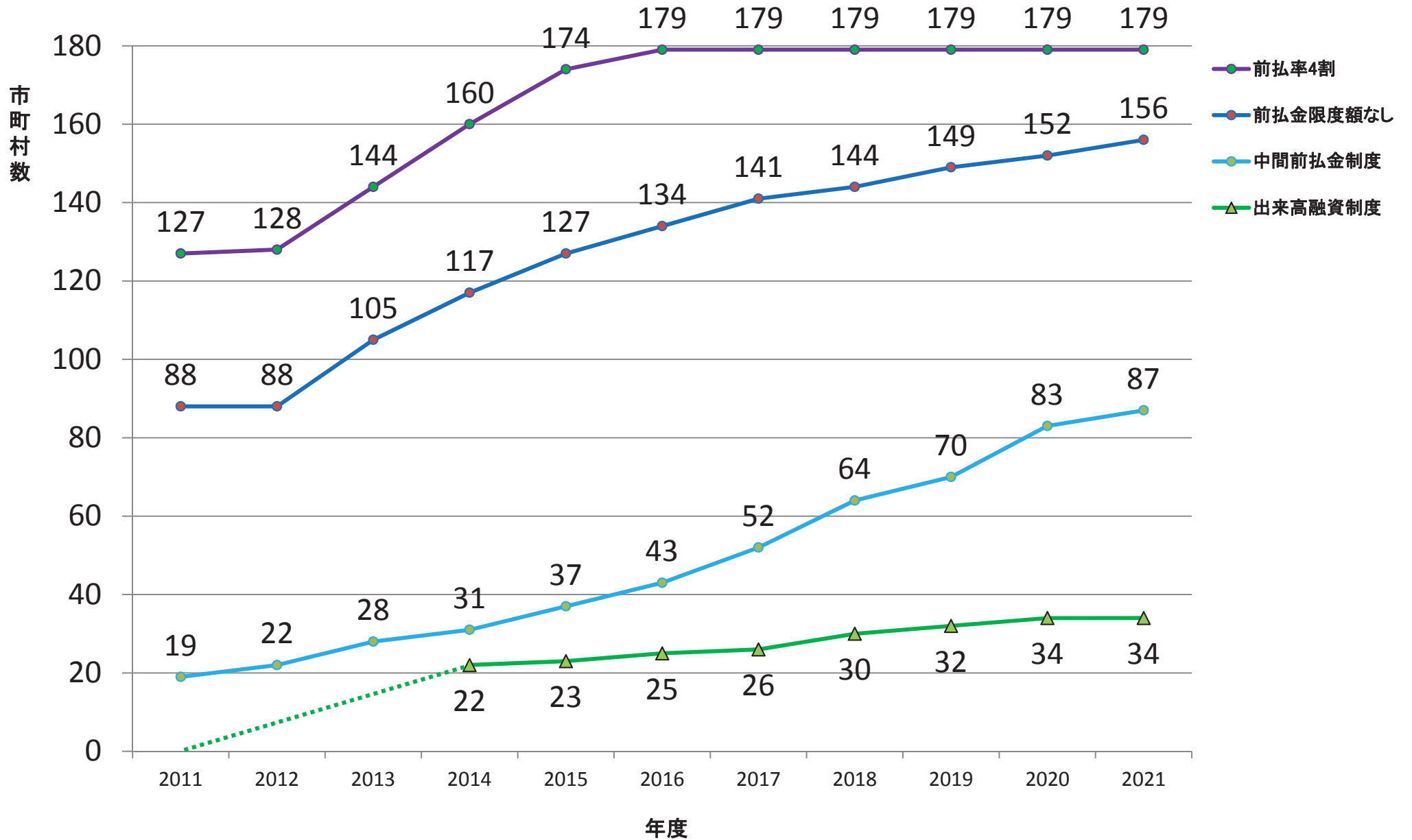
（施工現場における労働環境の改善）

～下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前払金制度の適切な運用、中間前払金、（中略）地域建設業経営強化融資制度の活用等により元請業者の資金調達の円滑化を図る。

既に中間前払金制度を導入している場合には、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備に努める。～

# 道内市町村における前払金・中間前払金制度の拡充・導入状況

出典：北海道建設業信用保証(株)



道内市町村の制度導入状況

石狩振興局					胆振総合振興局					留萌振興局					宗谷総合振興局					
市町村	割合 (%)	前払限度額 (万円)	請負金額 (万円)	中間 出来高	市町村	割合 (%)	前払限度額 (万円)	請負金額 (万円)	中間 出来高	市町村	割合 (%)	前払限度額 (万円)	請負金額 (万円)	中間 出来高	市町村	割合 (%)	前払限度額 (万円)	請負金額 (万円)	中間 出来高	
札幌市	40	—	250以上	* ○	室蘭市	40	—	250以上	* ○	留萌市	40	—	300以上	* ○	稚内市	40	—	100以上	*	
江別市	40	—	300以上	* ○	苫小牧市	40	—	200以上	* ○	増毛町	40	—	500以上	*	浜頓別町	40	—	500以上	*	
恵庭市	40	—	300以上	*	登別市	40	—	250以上	* ○	小平町	40	—	250以上	*	中頓別町	40	3,000	500以上	*	
千歳市	40	—	250以上	*	伊達市	40	—	500以上	* ○	苫前町	40	—	250以上	* ○	枝幸町	40	—	250超	*	
北広島市	40	10,000中間は5,000	300以上	*	豊浦町	40	—	250以上	*	羽幌町	40	—	300以上	*	豊富町	40	—	500以上	*	
石狩市	40	—	300以上	* ○	洞爺湖町	40	—	500以上	*	遠幌町	40	—	300以上	*	礼文町	40	—	300以上	*	
当別町	40	—	500以上	*	壮瞥町	40	—	500以上	*	天塩町	40	—	300以上	*	利尻町	40	—	500以上	*	
新篠津村	40	5,000	500以上	*	白老町	40	—	200以上	*	初山別村	40	—	300以上	*	利尻富士町	40	—	—	*	○
後志総合振興局					上川総合振興局					十勝総合振興局										
小樽市	40	9,000	200以上	* ○	厚真町	40	—	300以上	*	旭川市	40	—	100以上	* ○	帯広市	40	—	250以上	*	○
寿都町	40	—	500以上	*	むかわ町	40	—	250以上	*	士別市	40	—	300以上	* ○	音更町	40	—	250以上	*	*
黒松内町	40	—	500以上	*	日高振興局					名寄市	40	—	300以上	* ○	土幌町	40	—	250超	*	
蘭越町	40	—	500以上	*	日高町	40	—	500以上	*	富良野市	40	—	300以上	*	上士幌町	40	—	250以上	*	
二七町	40	—	1,000以上	*	平取町	40	—	500以上	*	鷹栖町	40	—	1,000以上	*	鹿追町	40	—	500以上	*	
喜茂別町	40	—	500以上	*	新冠町	40	—	500以上	*	東神楽町	40	—	1,000以上	*	新得町	40	—	250超	*	
京極町	40	—	500以上	*	新ひだか町	40	—	300以上	*	当麻町	40	—	300以上	*	清水町	40	—	500以上	*	○
倶知安町	40	—	500以上	*	浦河町	40	—	500以上	*	比布町	40	—	1,000以上	*	芽室町	40	—	500以上	*	○
共和町	40	5,000	500以上	*	様似町	40	—	300以上	*	愛別町	40	—	300以上	*	大樹町	40	—	250以上	*	
岩内町	40	10,000	500以上	*	えりも町	40	—	500超	*	上川町	40	—	250以上	*	広尾町	40	10,000	250以上	*	
積丹町	40	—	130以上	*	渡島総合振興局					東川町	40	—	300以上	*	幕別町	40	—	250以上	*	
古平町	40	10,000	500以上	* ○	函館市	40	—	300以上	*	美瑛町	40	—	300以上	*	池田町	40	—	250以上	*	
仁木町	40	—	1,000以上	*	北斗市	40	—	300以上	*	上富良野町	40	—	300以上	*	豊頃町	40	—	500以上	*	
余市町	40	10,000	300以上	*	松前町	40	—	300以上	*	中富良野町	40	—	300以上	*	本別町	40	—	250以上	*	
島牧村	40	—	300以上	*	福島町	40	—	250以上	*	南富良野町	40	—	300以上	*	足寄町	40	—	300以上	*	○
真狩村	40	—	1,000以上	*	知内町	40	—	250以上	* ○	幌加内町	40	—	300以上	*	陸別町	40	—	500以上	*	
留寿都村	40	—	500以上	*	木古内町	40	—	500以上	*	和寒町	40	—	500以上	*	浦幌町	40	—	500以上	*	
泊村	40	10,000	1,000以上	*	七飯町	40	—	130以上	* ○	剣淵町	40	—	500以上	*	中札内村	40	—	500以上	*	
神恵内村	40	10,000	500以上	*	森町	40	—	300以上	*	下川町	40	—	250以上	*	更別村	40	—	500以上	*	
赤井川村	40	—	1,000以上	*	八雲町	40	—	300以上	* ○	美深町	40	—	300以上	*	釧路総合振興局					
空知総合振興局					長万部町	40	—	130以上	*	中川町	40	—	300以上	*	釧路市	40	—	200以上	*	○
岩見沢市	40	—	250以上	* ○	鹿部町	40	—	300以上	*	占冠村	40	—	1,000以上	*	厚岸町	40	6,000	500以上	*	○
美瑛市	40	—	130超	* ○	檜山振興局					オホーツク総合振興局					浜中町	40	—	500以上	*	
砂川市	40	—	500以上	* ○	江差町	40	—	300以上	*	北見市	40	—	500以上	*	標茶町	40	—	500超	*	
滝川市	40	10,000中間は5,000	300以上	*	上ノ国町	40	—	200以上	*	網走市	40	30,000	300以上	* ○	弟子屈町	40	—	500超	*	
深川市	40	—	300以上	* ○	厚沢部町	40	—	1,000以上	*	紋別市	40	—	500以上	*	白糠町	40	—	500以上	*	
赤平市	40	10,000	300以上	*	乙部町	40	—	500以上	*	大空町	40	—	1,000以上	*	釧路町	40	—	1,000以上	* ○	
芦別市	40	—	300以上	*	奥尻町	40	—	500以上	*	美幌町	40	—	500以上	*	鶴居村	40	—	250超	*	
歌志内市	40	—	300以上	*	せたな町	40	—	130以上	*	津別町	40	—	500以上	*	根室振興局					
夕張市	40	—	300以上	*	今金町	40	—	250以上	*	斜里町	40	—	300以上	*	根室市	40	—	300以上	*	
三笠市	40	—	500以上	*						清里町	40	—	500以上	*	別海町	40	—	250以上	*	
南幌町	40	—	1,000以上	*						小清水町	40	—	300以上	*	中標津町	40	—	500以上	* ○	
奈井江町	40	3,000	300以上	*						訓子府町	40	—	250以上	*	標津町	40	—	250以上	*	
上砂川町	40	5,000	300以上	*						置戸町	40	—	500以上	*	羅臼町	40	—	250以上	*	
由仁町	40	—	1,000以上	*						佐呂間町	40	—	300以上	*	179 156 87 34					
長沼町	40	—	1,000以上	*						遠軽町	40	—	500以上	* ○						
栗山町	40	—	500以上	*						湧別町	40	—	1,000以上	*						
月形町	40	—	1,000以上	*						滝上町	40	—	500以上	*						
浦臼町	40	—	300以上	*						興部町	40	—	500以上	*						
新十津川町	40	6,000	300以上	* ○						雄武町	40	—	200以上	* ○						
妹背牛町	40	3,000	500以上	*						西興部村	40	—	1,000以上	*						
秩父別町	40	3,000	500以上	*																
雨竜町	40	—	300以上	*																
北竜町	40	8,000	500以上	*																
沼田町	40	10,000	250以上	*																

は、2019年度に改正した自治体  
 は、2020年度に改正した自治体  
 は、2021年度に改正した自治体

「中間」\*は、中間前払金制度を採用している自治体  
 「出来高」○は、地域建設業経営強化融資（出来高融資）制度を採用している自治体



# 各保証利用率(対請負金額による対前払い保証比)

出典:北海道建設業信用保証(株)



## 発注者別中間前払金保証利用率(請負金額対比)

北海道建設業信用保証(株)調べ

(金額単位:百万円)

発注者	2019年度			2020年度			2021年度		
	前払金保証 (A)	中間前払金 保証(B)	利用率 (B/A)	前払金保証 (A)	中間前払金 保証(B)	利用率 (B/A)	前払金保証 (A)	中間前払金 保証(B)	利用率 (B/A)
国	324,618	35,113	10.8%	330,963	33,961	10.3%	325,131	32,947	10.1%
独立行政法人等	67,542	2,013	3.0%	95,792	1,343	1.4%	102,630	3,985	3.9%
北海道	259,417	34,852	13.4%	254,956	34,557	13.6%	235,129	25,388	10.8%
市町村	262,275	34,483	13.1%	270,691	42,943	15.9%	264,740	40,725	15.4%
札幌市	79,045	23,972	30.3%	74,760	28,904	38.7%	69,953	21,524	30.8%
市町村 (札幌市を除く)	183,230	10,510	5.7%	195,930	14,038	7.2%	194,787	19,201	9.9%
地方公社	2,506	277	11.1%	1,156	703	60.8%	421	0	0.0%
その他	31,320	0	0.0%	21,426	913	4.3%	25,086	1,620	6.5%
道内計	947,681	106,739	11.3%	947,985	114,421	12.1%	953,139	104,668	11.0%
道外	60,047	3,398	5.7%	73,531	1,211	1.6%	61,982	1,377	2.2%
合計	1,007,728	110,137	10.9%	1,048,517	115,633	11.0%	1,015,121	106,045	10.4%

### Ⅲ 2021年度第4回(2022年1月～3月)景況調査結果について

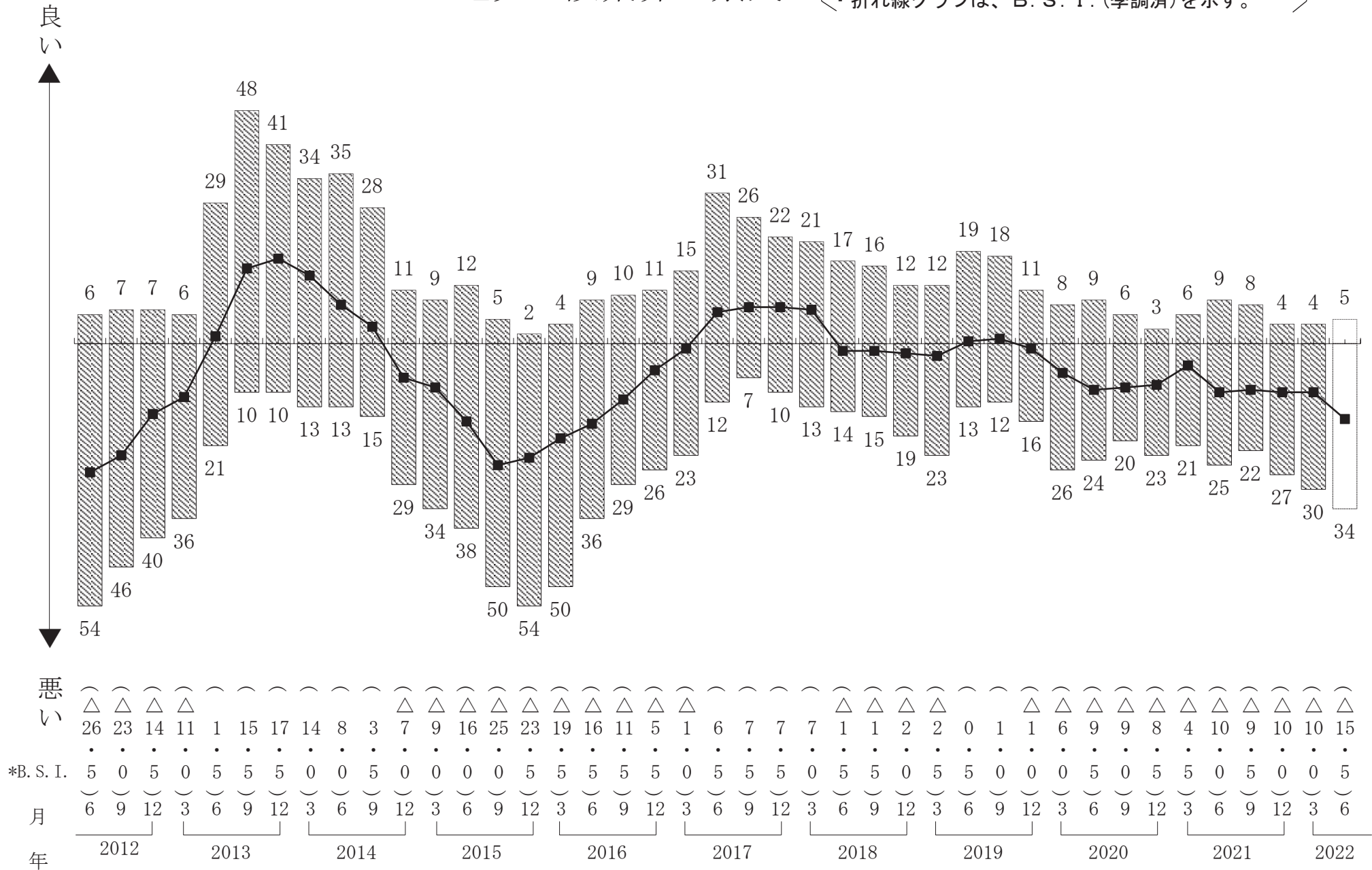
1. 調査対象企業は、257社であり、有効回答企業数は、242社(94.2%)であった。調査時期は、実績が1月～3月、見通しが4月～6月である。
2. 今期の各景況判断指数は、「地元建設業界の景気」について悪い傾向が続いているほか、「受注」「収益」についても減少傾向が続いており、来期は、「悪い」「減少」傾向が強まる見通しとなっている。
3. 「地元建設業界の景気」は、2019年12月期に「悪い」に転じたのち、「悪い」傾向が続いており、来期は、「悪い」傾向が強まる見通しである。
4. 「資材の調達」は、2017年6月期に「困難」に転じたのち、「困難」傾向がやや強まっており、来期もやや強まる見通しである。「資材価格」は、「上昇」傾向が続いており、来期は、やや強まる見通しである。
5. 「建設労働者の確保」は、2011年12月期以降42期連続「困難」傾向が続き、来期は、困難傾向がやや強まる見通しとなっている。
6. 「経営上の問題点」では、「人手不足」が2016年9月期から一位となっており、70%近い企業が問題点として挙げている。「従業員の高齢化」は、2017年3月期に「受注の減少」に変わり二位となっており、以降、連続二位であり、60%近い企業が問題点として挙げている。  
2017年9月期以降、「受注の減少」「下請の確保難」「競争激化」について30%内外の企業が問題点として挙げてきたが、今回、「下請の確保難」に代わり、「資材価格の上昇」が第五位となったことが注目される。
7. 北海道建設業界の一番の関心ごとが、「人手不足」、「従業員の高齢化」であることについては、処遇改善や働き方改革による雇用確保、生産性向上の取り組みをさらに強める必要を表している。

項	目	前期	今期		来期	
		B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)	B. S. I. 値
(1) 業況等	地元建設業界の景気※	△ 10.0	⇒	△ 10.0	⇩	△ 15.5
(2) 受注	受注総額※	△ 14.0	↗	△ 12.5	⇩	△ 16.0
	官公庁工事※	△ 13.0	↗	△ 12.0	⇩	△ 14.5
	民間工事※	△ 12.5	↗	△ 10.0	⇩	△ 14.5
(3) 資金繰り	資金繰り※	3.5	↗	6.0	⇩	1.0
(4) 金融	銀行等貸出傾向	8.0	⇩	7.0	⇩	6.5
	短期借入金※	△ 2.5	↗	△ 1.5	↗	0.0
	短期借入金利	△ 0.5	↗	0.0	↗	0.5
(5) 資材	資材の調達※	△ 16.0	⇩	△ 19.0	⇩	△ 22.0
	資材の価格	31.0	⇩	30.0	↗	34.0
(6) 労務	建設労働者の確保※	△ 21.0	↗	△ 20.5	⇩	△ 25.0
	建設労働者の賃金	17.5	↗	18.0	↗	27.0
(7) 収益	※	△ 16.0	↗	△ 13.0	⇩	△ 18.0

(注) ・ B. S. I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。  
 ・ B. S. I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。  
 ・ 表中の※印は、季節調整項目を示す。

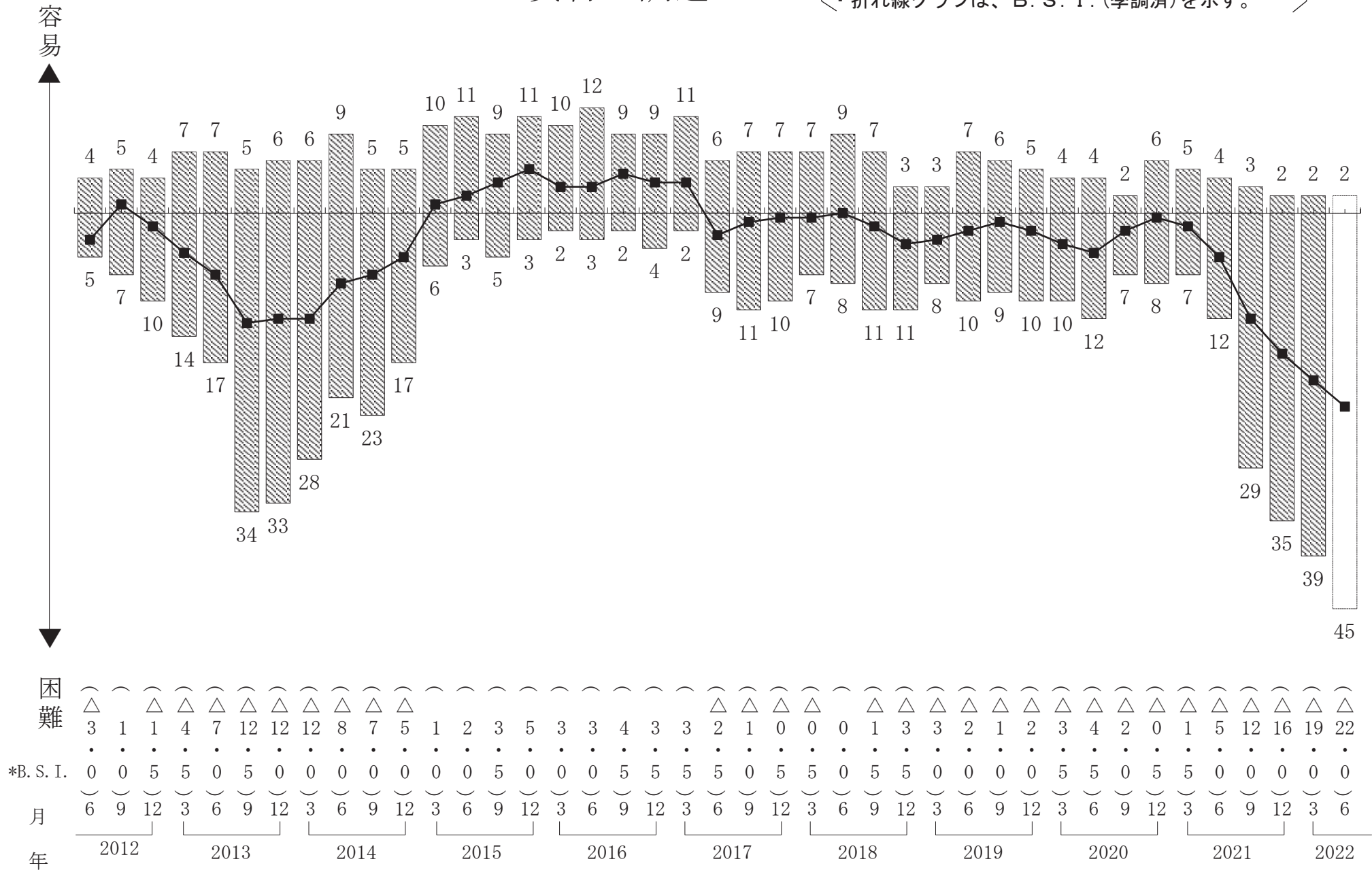
# 地元建設業界の景気

・棒グラフは、回答企業の構成比(%)を示す。  
 ・折れ線グラフは、B.S.I.(季調済)を示す。



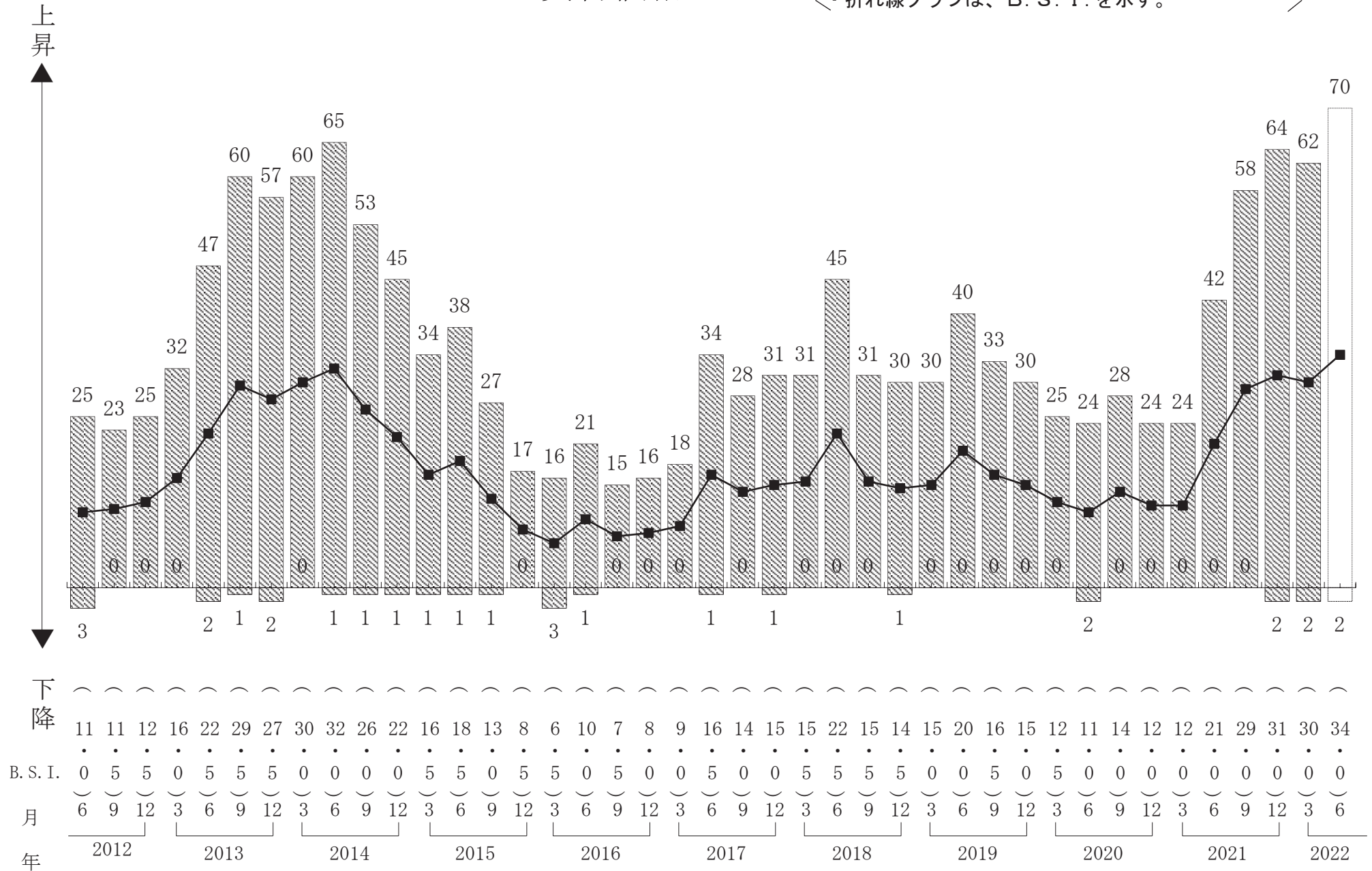
# 資材の調達

・棒グラフは、回答企業の構成比 (%) を示す。  
 ・折れ線グラフは、B. S. I. (季調済) を示す。



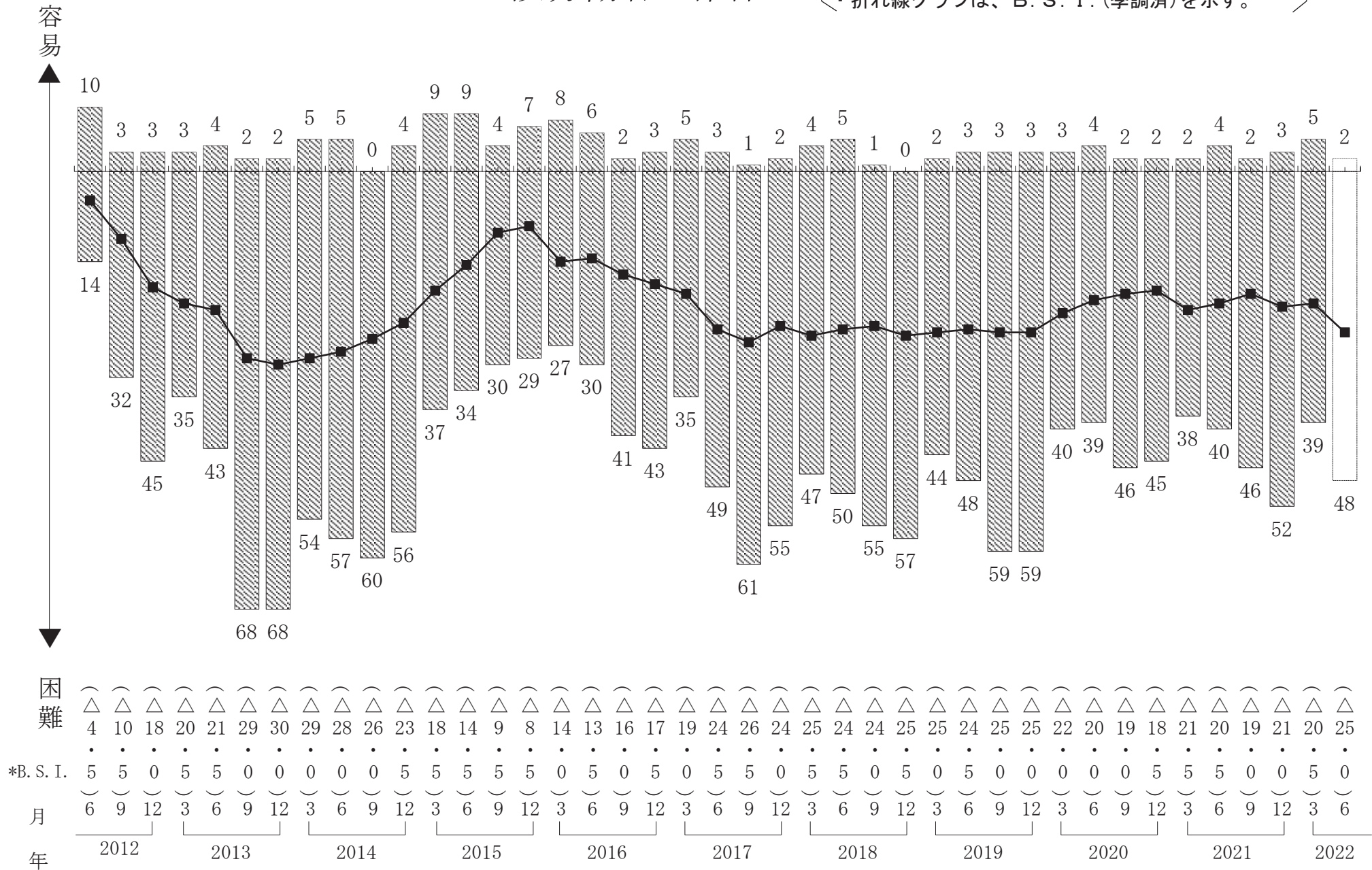
# 資材価格

・棒グラフは、回答企業の構成比（%）を示す。  
 ・折れ線グラフは、B. S. I. を示す。



# 建設労働者の確保

・棒グラフは、回答企業の構成比（%）を示す。  
 ・折れ線グラフは、B. S. I. (季調済)を示す。

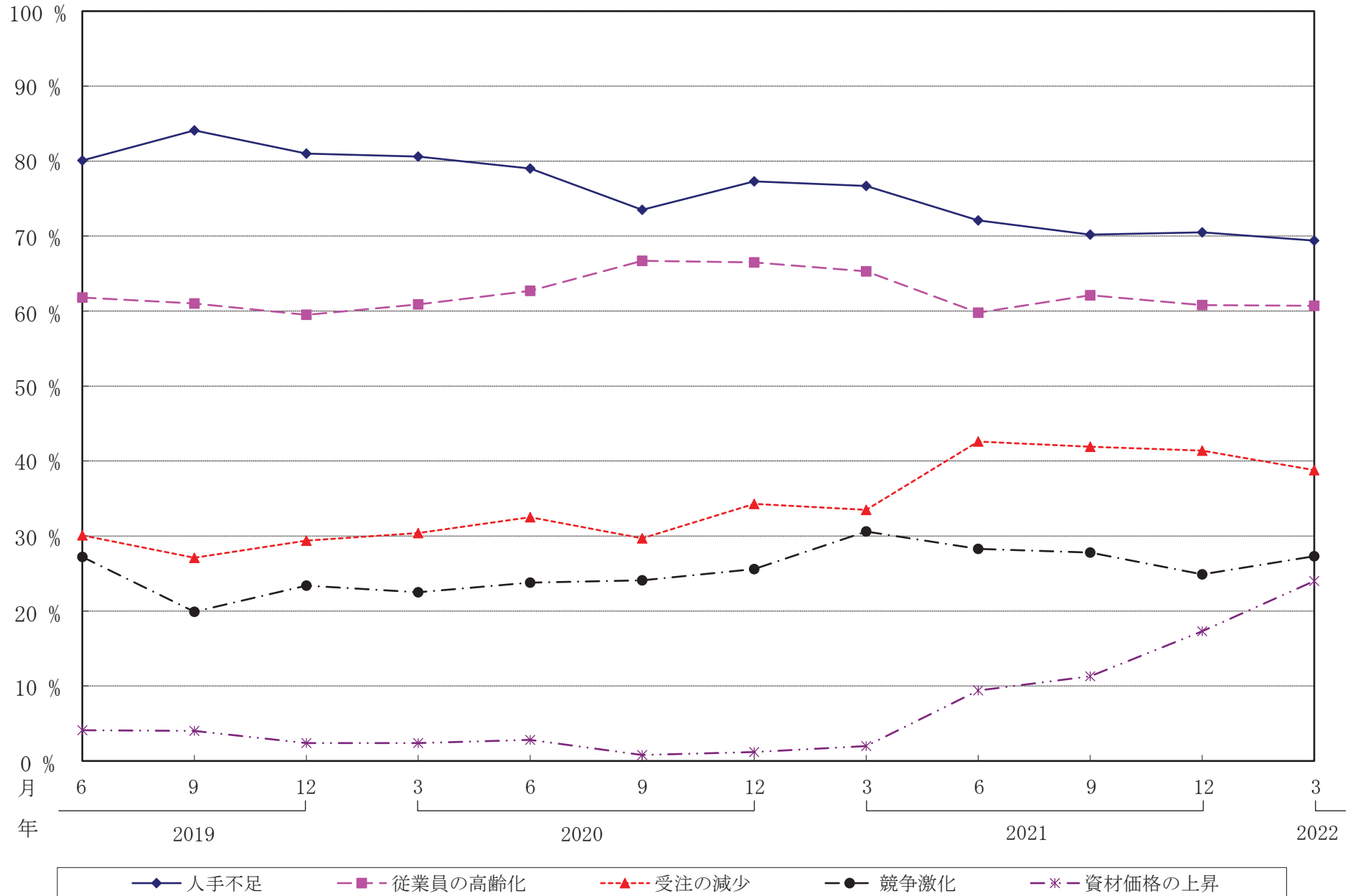


困難

\*B. S. I.



# 経営上の問題点



## IV 2022年度 保証事業重点推進方針

～発注者・保証契約者との連携による前払金制度の改善や保証業務のデジタル化などを通じ、保証契約者が利用しやすい環境整備を進め、  
公共工事の円滑な執行を支える～  
～北海道の建設業の働き・魅力の発信に取り組む～

### 1 発注者との連携の強化

#### (1) 前払金制度改善等について発注者と意見交換

開発局、北海道との意見交換、市町村訪問の他、発注者協議会等への参加を通じ、前払金制度改善・利用環境整備についての情報の共有・発信に努める。

#### (2) 新・担い手3法関連施策への協力

働き方改革・生産性向上・災害時の緊急対応強化について、発注者が取り組む施策情報の提供に協力する。

### 2 前払金制度の改善・利用促進

#### (1) 道内市町村における前払率一律4割・限度額なしへの働きかけ

全道179市町村のうち、まだ支払限度額を設定している23市町村に撤廃を働きかける。

#### (2) 中間前払金制度を利用しやすい環境整備

- ①制度導入済の市町村が87市町村（制度導入率が全都道府県中最下位の49%）に留まることから、未導入の市町村に働きかけ、新たに20市町村計107市町村（60%）の導入を目指す。
- ②国、北海道及び制度導入市町村の協力を得て、中間前払金を利用しやすい環境づくりを進める。
- ③保証契約者に対して、施工に必要な資金調達方法としての中間前払金の活用を働きかける。
- ④上記により中間前払金利用率15%（前払対象の請負金額比）以上を目指す。

#### (3) 地域建設業経営強化融資制度（出来高融資）導入の働きかけ

- ①制度導入済の市町村が34市町村（19%）に留まることから、未導入の市町村に働きかけ、新たに6市町村計40市町村（22%）の導入を目指す。
- ②現行制度が2025年度まで延長されていることから、保証利用者に対し、出来高融資の活用を広く働きかける。

### 3 保証業務のデジタル化の推進

- ①保証証書の電子化をスタートする。併せて、保証契約者のWeb保証申込を促進する。
- ②業務プロセスのデジタル化により、業務の省力化・効率化に取り組む。

### 4 保証契約者との連携の強化・情報提供

#### (1) 保証契約者との連携強化

地方建協等との勉強会、情報交換会等を通じ、前払金・中間前払金制度及び北保証サービスの出来高融資制度の理解・改善・拡充による利用促進に努める。

#### (2) 保証契約者の経営判断に資する情報提供

- ①保証契約者の経営改善に資するため、「道内建設業の財務比率」による業種別等各種平均財務比率をよりわかりやすく提供する。
- ②北海道建設業（保証契約者）の平均財務比率を、他地域や他産業の平均財務比率と比較できるよう提供する。

### 5 北海道の建設業の働き・魅力を発信

- ①建設業の働きの発信や、魅力を高める取組みについて、建設業団体と協働する。
- ②建設業の働き・魅力について、SNSによる情報発信を行う。

### 6 道内建設業担い手確保助成事業による支援

2023年度までの5カ年事業の4年目として、新たな要望も検討し、業界団体等の担い手確保を支援する。

## 【発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）】（抄）（2020年1月30日関係省庁連絡会議申し合わせ）

（施工現場における労働環境の改善）

～下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用、中間前金払、（中略）地域建設業経営強化融資制度の活用等により元請業者の資金調達の円滑化を図る。

既に中間前金払制度を導入している場合には、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備に努める。～